

広島県告示第四百四号

平成二十八年広島県告示第三百十号（平成二十八年度地籍調査事業計画）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一の表三次市の項調査地域の欄を次のように改める。

廻神町の一部、布野町横谷の一部、作木町下作木の一部、吉舎町吉舎・三玉の一部、下志和地町の一部、君田町泉吉田の一部、三和町大力谷の一部、作木町森山東の一部、上志和地町の一部、甲奴町梶田の一部、糸井町の一部

一の表世羅町の項調査地域の欄を次のように改める。

青水の一部、重永の一部